

平成23年第2回国立大学法人旭川医科大学役員会議事要旨

1. 日時 : 平成23年2月16日(水) 8:30～8:53
2. 場所 : 第二会議室
3. 出席者 : 吉田 晃敏学長, 松野 丈夫理事, 山内 一也理事, 竹中 英泰理事
4. 欠席者 : 笹嶋 唯博理事
5. 陪席者 : 宮森 雅司監事, 前田 敬道監事, 伊藤事務局長, 太田学長政策推進室長, 佐藤監査室長, 中村総務部長, 高橋病院事務部長, 市山教務部長, 山内総務課長, 今田会計課長, 中西施設課長, 堤総務課長補佐, 国井総務課長補佐, 松井総務係長, 山村総務係主任

議事に先立ち、学長から、第1回役員会(平成23年1月12日開催)の議事要旨が諮られ、これが了承された。

議 題

1. 診療助教に関する規程の一部改正(案)について

本件について、学長から発議の後、山内総務課長から資料1に基づき、本学における手当の新設を受けて、北海道からの委託費により雇用している診療助教に係る諸手当の見直しを行い、「放射線取扱手当」、「高気圧治療室内作業手当」、「救急勤務医手当」、「ドクターヘリ搭乗手当」を追加すること。また、現在は、医師を支給対象としていない「待機手当」を削除することの説明があった。

審議の結果、資料のとおり、診療助教に関する規程の一部改正(案)が了承された。

なお、規程の適用は、平成22年12月1日とする旨学長から付言があった。

2. NTT東日本に対する損害賠償請求訴訟の提起について

本件について、学長から発議及びNTT東日本に対する病院情報管理システムのリース契約の債務不履行に基づく損害賠償請求訴訟の提起について、成川弁護士をはじめとする弁護団と協議を重ねてきたところ、訴状の内容がまとまった旨の説明があった。

次いで、高橋病院事務部長から、資料2-1及び2-2に基づき訴状の概要について説明の後、審議の結果、NTT東日本に対し、損害賠償請求の訴訟を提起することが了承された。

なお、今後の弁護団との調整に伴う軽微な修正については、学長に一任することとされた。

報告事項

1. 学長報告

学長から、次のとおり報告があった。

(1) 病院情報管理システムに係るNTT東日本の対応について

NTT東日本からの訴訟提起に関し、東京地裁から旭川地裁への移送の決定に

対して、NTT東日本が、最高裁判所への特別抗告の提起及び東京高裁への抗告許可の申立を行っていたこと。なお、高橋病院事務部長から資料3-1～4に基づき説明があった。

2. その他

(1) 旭川ウェルビーイング・コンソーシアムについて

竹中理事から、1月24日に文部科学省主催の「大学教育改革プログラム合同フォーラム」が開催され、吉田貴彦教授がプレゼンテーションを行ったこと。また、1月27日に文部科学省によるヒアリングが行われたこと。なお、3月10日に代表者委員会を開催する予定であることの報告があった。

(2) 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の会議出席について

学長から、政府の「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）」から招へいを受け、2月15日開催の会議に出席し、遠隔医療に関する説明を行ったことの報告があった。なお、首相官邸のウェブサイトに議事次第が掲載されていること。

次回の開催予定

次回役員会は、平成23年3月23日（水）午前8時30分から開催すること。

以上

